

令和 3 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
PET ボトル事業部
(改定日：令和 3 年 7 月 1 日)

PET ボトル再生処理事業登録申請書類の作成要領

1. 事業者関係書類

(1) 全般的要領

全ての登録申請事業者は、登録申請事業者関係書類として、以下 1. (2) に示す各書類を提出してください。同一事業者で複数施設ある場合は提出書類チェックリスト、1-2 様式 2、1-8 組織図、1-9 工程別配員数及び「2. 施設審査関係書類」「3. 法令遵守に関わる書類」は施設ごとに別ファイルで提出してください。令和 3 年度登録事業者の新規登録申請施設は、1-6-2 納税証明書等、1-12 様式 7 を施設ごとに別ファイルで提出してください。

登録施設能力査定等は令和 3 年 9 月 30 日の状況を反映しますので、その時点の状況を示す書類を提出してください。

(2) 提出書類とその作成要領

以下の各書類を提出してください。ただし、提出を要する条件に該当しない場合は、その理由を記載した書類を該当するページに入れてください。

○PET ボトル再生処理事業登録申請提出書類チェックリスト

ア. 申請書類の提出にあたっては、自身の書類提出区分に該当するチェックリストを用いて、必要書類を確認し、提出書類について「事業者チェック」欄に「○」印を記入のこと。該当する事項がないためその書類を提出しない場合は、当該書類の「事業者」チェック欄に「ー」印を記入のこと。

イ. **資料 4**「登録申請書類の提出要領」に従って付したページ番号をページ欄に記入のこと。ページ番号のない書類は提出されたとは見なされません。

ウ. 複数ページある場合、最初と最後の間は記号（～）で表すこと。

（例：2-3-1-1～2-3-1-5）

エ. 複数施設により再生処理を行う場合は、施設ごとにチェックリストを作成・別ファイルにて提出すること。

下記の様式 1、様式 2 及び様式 3-1、様式 3-2、様式 3-3、様式 4、様式 B-1-B に関しては**資料 10**「オンラインによる事業者登録の手続きについて（PET ボトル）」を参照のうえ、オンライン画面の指示に従って入力し、書類を作成・提出してください（併せて、オンラインでの申込も行ってください）。

1-1 PET ボトル分別基準適合物の再生処理事業登録申込書（様式 1）

（事業者基本情報入力、本社担当者入力）

ア. 事業者名は「株式会社」「有限会社」等法人の種類も略さず入力のこと。また社名との間に空白を空けずに入力のこと。

イ. 本社所在地、設立日等は他の提出書類（登記簿謄本、証明書等）との整合を確認のこと。

ウ. 様式 1 の末尾にある署名捺印欄には日付、事業者名を記入し、代表者氏名を自署し、代表者登録印を押印のこと。

エ. 様式 1 の「本社担当者メール」欄には**本社担当者自身のメールアドレス**を入力のこと。

オ. 本社担当者に加え予備のメール登録が必要な場合は「予備メール」欄にメールアドレスを入力のこと。

1-2 PETボトル分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書（様式2）

（工場基本情報入力、工場属性情報入力）

様式2の作成に先立ち、下記2点を作成のこと。

2-1 設備物質収支（様式A-1～A-4）

2-14-2 原料保管面積と保管容量算出表（様式F）

2-1の①～⑤及び添付資料3-2（1. 物質収支の提出について、2. 様式2への入力値について）に従い設備物質収支を作成し、REINSの工場属性情報入力画面の各項目に入力すること。

- ア. 施設を複数保有の事業者は、施設別に「工場基本情報」、「工場属性情報」を入力して様式2を作成し施設ごとに提出のこと。
- イ. 「製品の種類」欄で該当する製品を選択すること。
- ウ. 申告年間操業能力は2-2設備能力の設定根拠で求めた時間当たりの能力と、
資料7「PETボトル再商品化能力査定に関する基本的考え方」で規定する操業時間と操業日数から年間で再生処理できる原料の量を求め、申告年間操業能力とする。
なお、2-16一般廃棄物処理施設設置許可証の許可能力を上限とする。
- エ. 申告年間操業能力とペレタイザー設備能力、ポリエステル原料設備能力の欄は①時間当たりの能力（t/時間）、一日の稼働時間（時間/日）と年間稼働日（日/年）を入力すると年間能力（t/年）が自動的に計算される。
- オ. フレーク製造収率は2-1設備物質収支（様式A-1～A-4）で求めた数値にすること。
- カ. 様式Fから原料保管量④の協会委託分の合計値をREINSの工場属性情報入力画面の「協会委託分原料保管量」欄に入力すること。
- キ. 施設所在地の住所表示が他の提出書類（証明書、許可証等）の施設所在地の表示と異なる場合は、その内容と該当する他の提出書類名と異なる理由を備考欄に記入のこと。
- ク. 工場名に会社名は不要である。
- ケ. 工場責任者欄にはその工場に在席している責任者の所属部署、役職、氏名、メールアドレスを記入のこと。
- コ. 新規登録申請事業者にあつては、申告年間操業能力と1-12PETボトル再生処理事業計画書（様式7）2. 損益見通しの再生処理量③は一致しなければならない。あえて異なる（少ない）量をもって事業計画とする場合、その旨を備考欄に入力すること。

1-3 令和4年度PETボトル再商品化製品引き取り同意書（様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式4）

※書類提出区分①令和3年度登録事業者（様式2を変更しない事業者）、②令和3年度登録事業者（様式2を変更する事業者）、③令和3年度登録事業者（新規登録申請施設）は、登録審査期間での引取同意書関連書類（様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式4等）の提出は不要です。引取同意書の提出期間は、登録審査結果通知後の11月中旬～12月中旬となります（詳細は11月中旬にREINSでお知らせします）。

① 様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式4について

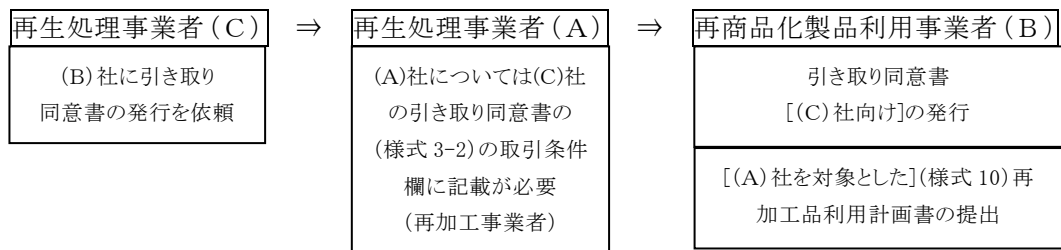
- ア. 様式3-1は様式3-2、様式3-3に記載した再商品化製品の引き渡し先を一覧表にしたもの。
- イ. 様式3-2、様式3-3は再商品化製品利用事業者が再生処理事業者の製造する再商品化製品について、引き取り利用することへの同意を証明した書類として貴社（再生処理事業者）に対して発行するものであり、様式3-2には再商品化事業者及び再商品化製品利用事業者の代表者印の押印が必要。
- ウ. 引き取り同意量の合計量は、資料7「PETボトル再商品化能力査定に関する基本的考え方」に記載のとおり、販売能力の査定量となる。

- エ. 再商品化製品を利用する施設は令和3年9月30日までに設置されていることが必要である。
- オ. 単なるフレークの2次加工である、単純な加熱溶融押出によるペレット化のみを行う場合は、次の(カ.)には該当しない。

カ. 再加工事業者が介在した場合

再生処理事業者（A社）が、再商品化製品利用事業者（B社）のために、他の再生処理事業者（C社）から再商品化製品（フレーク・ペレット）を購入して、再加工（フレーク等のアルカリ洗浄等の処理加工を行う場合、及び/又は、真空高温加熱環境で、溶融樹脂の真空脱ガス処理による不純物除去工程、又は同等の効果の不純物除去工程を経て高純度PETを得る加工工程（以下「除染工程」と呼ぶ）を行って、（B社）へ販売する場合には、（A社）（＝再加工事業者）はこの取引についての引き取り同意書（様式3-2）（様式3-3）を発行する必要はない。この場合（B社）は（C社）に引き取り同意書を発行するとともに、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ様式10（PETボトル再商品化製品再加工品利用計画書）を7月31日までに提出しなければならない。（A社）は（B社）に様式11を協会へ提出するよう、連絡のこと。なお、他の資料と同様、様式10の提出が無かった場合は（B社）の引取同意書は無効となるので注意のこと。

（⇒：フレーク等の流れ）



- キ. 再商品化製品利用事業者は再生処理した物を国内（再生処理した物がペレットである場合を除く。また、フレークであっても加工のために輸出される場合を除く）で製品等に加工する製造事業者（メーカー）に限る。ここで加工のための輸出とは、輸出されたフレークを原料として海外で製造された製品が、全量国内に輸入されることをいう。フレークを加工のために輸出する場合には、フレーク・製品の商流を明らかにする契約書等の証拠書類の提出が必要である。
- ク. 再商品化製品利用事業者が自社の場合も様式3-2、様式3-3を提出のこと。
- ケ. 入力の手順は②再商品化製品利用事業者基本情報、③再商品化製品利用事業者工場情報、④・⑤・⑥引取同意書情報（製品の種類、荷姿、数量等）の順に入力すること。

② 再商品化製品利用事業者基本情報の入力について（様式3-2 関連）

- ア. 様式3-2は、再商品化製品利用事業者ごとにそれぞれ作成・提出のこと。
- イ. 「地域」の入力は再商品化製品利用事業者が「国内利用」又は「輸出」を選択のこと。「輸出」の場合の文字の入力は半角英数字で入力のこと。再商品化製品の「輸出」が認められるのはペレット、あるいは上記①のキ.で規定されるフレークのみである。
- ウ. 再商品化製品利用事業者の情報は、過去に申請した情報を引用して、修正入力することも可能。
- エ. 事業者名は「株式会社」「有限会社」法人の種類も略さず入力のこと。また、社名等との間に空白を空けずに入力のこと。

③ 再商品化製品利用事業者工場情報の入力について（様式3-3 関連）

- ア. 再商品化製品利用事業者工場の情報は、過去に申請した情報を引用して修正入力することも可能。
- イ. 工場名に社名は不要。工場名のない場合は「本社工場」と入力のこと。輸出の場合の

入力は工場名が無い場合は「no name」(カナは「ナシ」)、担当部署名がないときは「none」(カナは「ナシ」)、と入力のこと。

④ 引取同意書情報の入力(1)(様式3-2関連)

- ア. 再商品化製品利用事業者名を検索・選択し、次に様式3-2の内容を入力のこと。
- イ. 「1. 製品の種類」は「フレーク」、「ペレット」、「ポリエステル原料」をチェックのこと。複数の選択も可能。
- ウ. 「2. 荷姿」はフレコンバッグ、紙袋、バルクローリー車、タンクローリー車、ドラム缶等を入力のこと。
- エ. 「3. 予定価格」は四捨五入して整数(円/kg)で入力のこと。ただし、予定価格が未定の場合は0円/kgを入力。
- オ. 「4. 用途及び引取り量」の「用途」は「繊維」、「フィルム・シート」、「ボトル(飲料用)」、「ボトル(その他)」、「成型品」、「その他」の分類で引き取り数量を入力のこと。
- カ. 「5. 取引条件」は再商品化製品利用事業者と再生処理事業者の両者間に取引上存在する商社等があれば必ず記入のこと。商社等が複数存在する場合は、全て記入のこと。
【記載例】○○○商事株式会社(商社)
- キ. 再加工事業者を経由して、再商品化製品利用事業者に販売する場合も、「5. 取引条件」に会社名を下記の例に従って記入のこと。
【記載例】○○○株式会社(再加工事業者)

⑤ 引取同意書情報の入力(2)(様式3-3関連)

引取同意書(様式3-3)は、再商品化製品利用事業者の工場ごとに作成のこと。
用途別・製品別の引き取り量の入力は、下記⑤-1.、⑤-2.に従うこと。

⑤-1. 引き取り量の記入欄について

- ア. 用途別・製品別の引き取り量は再商品化製品利用事業者が製造する製品の種別に従い「繊維」、「フィルム・シート」、「ボトル(飲料用)」、「ボトル(その他)」、「成型品」、「その他」の用途の分類で引き取り数量を入力のこと。
- イ. 【再商品化製品利用事業者がフレークを購入してペレットを製造し、更にそれを加工メーカーに販売する場合】は、用途別・製品別の引き取り量は、最終製品の用途に従い、「繊維」、「フィルム・シート」、「ボトル(飲料用)」、「ボトル(その他)」、「成型品」、「その他」の分類で引き取り数量を入力のこと。なお再商品化製品利用事業者がペレットを輸出する場合であっても、最終製品の利用用途に従って分類を選択すること。

⑤-2. 「製品例」の記入について

- ア. 再商品化製品利用事業者の販売先での利用状況を踏まえて、最終製品の例(不織布、カーペット、飲料用ボトル、洗剤用ボトル、卵パック、ダストボックス、梱包用PETバンド等)を入力のこと。
- イ. 【再商品化製品利用事業者がペレットを製造し国内販売する場合】 そのペレットを購入した加工メーカーで最終製品を製造する場合には「製品例」の欄には、最終製品の種類によって繊維、フィルム・シート、ボトル(飲料用)、ボトル(その他)、成型品等の場合には、それぞれ主な最終製品例を記載する際に、「ペレット/繊維/(例)カーペット」、「ペレット/フィルム・シート/(例)卵パック」、「ペレット/ボトル(飲料用)/(例)清涼飲料用」、「ペレット/ボトル(その他)/(例)洗剤用」、「ペレット/成型品/(例)ダストボックス」、「ペレット/その他/(例)梱包用バンド」等を入力のこと。
- ウ. 【再商品化製品利用事業者がペレットを製造し輸出する場合】 「製品例」の欄には、「ペレット/輸出先国名/繊維/(例)スポーツウエア」、「ペレット/輸出先国名/フィルム・シート/(例)卵パック」等を入力のこと。このペレットの輸出の場合で

も、⑤-1. イに記載のとおり、最終製品の利用用途に従って分類を選択すること。

- エ. **【再生処理事業者自身がフレーク・ペレットを輸出する場合】** 再生処理事業者が海外の再商品化利用事業者に取り引き同意書の発行を依頼し、入手・提出をすること。この場合、「製品例」の欄に輸出先国名等の記載は不要である。1-3の②のイの記載に従い、「地域」の入力で「輸出」をチェックして、取り引き同意書入力をする事。

⑥ 引取同意書情報の入力（3）（様式4 関連）

- ア. 最終製品の販売先を入力のこと。自社利用の場合チェックを入れて、各欄に入力のこと。自社利用とは、再生処理事業者自らが再商品化製品利用製品を生産するために使用又は消費することをいう。
- イ. 販売先は販売量の多い順に入力のこと。
- ウ. 「用途」は「繊維」、「フィルム・シート」、「ボトル（飲料用）」、「ボトル（その他）」、「成型品」、「その他」の分類で販売量を入力のこと。
- エ. 「グループ企業」とは、両事業者間に
- 1) 資本関係がある（この場合、出資比率も記入のこと）
 - 2) 役員の兼任関係がある
 - 3) 再商品化製品利用事業者の代表者が、再生処理事業者の代表者の親族（父母、配偶者、子）である
- 上記1)～3)のいずれかに該当する場合をいう。

⑦ 引取同意書関係の入力終了後の印刷・押印等

- ア. 再生処理事業者は、登録審査提出書類の一つとして、入力終了後、様式3-2、様式3-3を印刷し、原本の様式3-2には再生処理事業者の代表者登録印（法人の場合には法人の、個人事業主の場合には個人の登録印鑑証明書の印鑑）を押印のこと。
- イ. 再生処理事業者は、上記押印済み書類様式3-2と、様式3-3を再商品化製品利用事業者へ送付のこと。この2書類に以下の手続きを得たうえ再商品化製品利用事業者から受け取り、協会へ提出のこと。
- (ア) 様式3-2（再商品化製品利用事業者が代表者印を押印したもの、海外事業者の場合代表者がサインしたもの）
- (イ) 様式3-3（再商品化製品利用事業者の確認を得たもの）

なお、再商品化製品利用事業者は、複数の再生処理事業者への、取り引き同意書の提出が可能であり、その結果として各引取同意書の引取同意量総計が当該利用事業者の再商品化製品利用能力を超えても差し支えない。再商品化製品利用事業者が自社の場合にも取り引き同意書を提出のこと。

- ウ. 再商品化製品利用事業者（販売先）及び商社の会社案内（会社の概要・PETボトル再商品化製品を利用した製品等が記載されているもの）を提出のこと。なお、前年度において再商品化製品を使用している利用事業者、商社については提出不要である。

以下の申請書類に関しては、残さ処理計画及びチェックリスト（様式B-1-B）を除き、オンライン入力の対象外です。当所要領を含む登録申請関係書類に示すところに従って作成・提出してください。

1-4 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（法人の場合）あるいは住民票（個人の場合）

- ア. 申請者が法人である場合には、登記簿謄本又は現在事項全部証明書（取得後3か月以内）、申請者が個人である場合には、住民票の写し又は外国人登録証明書の写し（取得後3か月以内）及び給与支払い事業者の開設届け等、事業開始後1年を経過して

いることが証明できる書類を提出のこと。

イ. いずれも法務局、市役所等から入手した原本を提出のこと。

1-5 財務関係資料

1-5-1 貸借対照表・損益計算書（法人の場合）あるいは資産の調書（個人の場合）

① 令和3年度登録事業者

ア. 提出は不要。

② 新規登録申請事業者

ア. 申請者が法人である場合には、直前の3事業年度における以下の財務諸表を提出のこと。

1) 貸借対照表

2) 損益計算書

3) 製造原価報告書

4) 販売管理費内訳書

5) 直前の3事業年度における株主資本変動計算書

* 上記財務諸表の表示内容に関しては税務申告の際に添付する財務諸表の表示内容に準ずること。

* 書類1)～5)は事業年度ごとにまとめ、直前の年度から古い年度にさかのぼる順に並べ提出のこと。

イ. 申請者が個人である場合には、直前の年度における資産に関する調書を提出のこと。

ウ. 新規登録申請事業者が債務超過の場合は事業者登録不合格事由になりますので、申請者においては財政的基礎において直近決算が債務超過でないことを確認のこと。

1-5-2 債務超過者等の提出書類

直近決算が債務超過等、**資料8**「財政的基礎審査について」に示す対象事業者は、別途、財政的基礎審査のための提出書類が必要ですので、その作成要領に準じて作成・提出してください。

1-6 国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書及び納税証明書等

下記の納税証明書等・取得方法等については**添付資料3-1**「納税証明等について」を参照のこと。

1-6-1 国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書（様式8）

「国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書」（様式8）に事業者名、日付、代表者名を記入して、代表者登録印（個人の場合は実印）を押印したものを提出してください。

1-6-2 納税証明書等

ア. 令和3年度登録事業者であり且つ債務超過でない場合、以下の証明書類を提出のこと。

1) 法人の場合は法人税、個人の場合は所得税

2) 消費税及び地方消費税に係わる証明書類（正本・直前年度分）

イ. 令和3年度登録事業者で債務超過の事業者並びに新規登録申請事業者の場合、以下の証明書類を提出のこと。

1) 法人の場合は法人税、個人の場合は所得税（正本・3か年分）

2) 消費税及び地方消費税（正本・3か年分）

3) 法人の場合は法人事業税、個人の場合は個人事業税（正本・3か年分）

4) 法人の場合は法人都道府県民税、個人の場合は個人都道府県民税（正本・3か年分）

5) 固定資産税及び償却資産税に係る証明書類（正本・3か年分）

ただし設立3年を経過していない場合は設立後のもの。

* 償却資産税が固定資産税に含まれている場合は、その旨を説明のこと。

6) 社会保険料納入確認書又は納入証明書（正本・2か年分）

2か年分とは本年5月分を含めた24か月分のこと。

ただし設立2年を経過していない場合は設立後のもの。

7) 労働保険料納入証明書（正本・2か年分）

2か年分とは本年5月分を含めた24か月分のこと。

ただし設立2年を経過していない場合は設立後のもの。

- ウ. 令和3年度登録申請事業者の新規登録申請施設は当該場所の 3)～7)をその新規登録申請施設のファイルに1-6-2として提出のこと。

1-7 代表者登録印の印鑑証明書（原本且つ、取得後3か月以内）

登録申請事業者代表者登録印の印鑑証明書（個人の場合は実印の印鑑証明書）を提出してください。

1-8 組織図

PETボトル再商品化事業に関し、その事業責任者から施設の運転、保全等の要員に至る組織図を作成・提出してください。なお、複数施設の場合は、施設ごとの組織が分かるように作成し、施設ごとに提出してください。

1-9 工程別配員数（様式5）

様式2の申告年間操業能力に対応する工程別の配員数を施設ごとに様式5に記入して施設ごとに提出してください。

- ア. 一人あたりの年間労働時間2,440時間以内の勤務となるように組数・交代数を定めること。

*資料7「PETボトル再商品化能力査定に関する基本的考え方」2.1)③を参照

- イ. ペレット、ポリエステル原料の製造がある場合は、ペレット、ポリエステル原料の製造工程も記載のこと。

1-10 相談役又は顧問、並びに百分の五以上の出資者に関する書類（様式6）

申請者が非上場企業又は個人である場合には、様式6を作成・提出してください。上場企業の場合には、様式6の提出は必要ありません。

- ア. 申請事業者に相談役又は顧問が置かれているときは、「いる」欄の□に✓を付け当該相談役又は顧問の氏名及び住所を記入のこと。

- イ. 申請事業者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、「いる」欄の□に✓を付け、全ての当該株主又は当該出資者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資者のなした出資の金額を記入のこと。当該株主又は当該出資者が複数存在する場合は、合計も記載のこと。

- ウ. 上記に該当しない場合も、本様式の「いない」欄の□に✓を付け、提出のこと。

1-11 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書（様式9）

様式9に事業者名、日付、代表者名を記入し、代表者登録印（個人の場合は実印）を押印したものを提出してください。

1-12 PETボトル再生処理事業計画書（様式7）

新規登録申請事業者並びに令和3年度登録事業者の新規登録申請施設は様式7を提出してください。

- ア. 様式7の1. 経営の見通し等

(ア) 以下(1)～(3)の全項目を省略せずに記載のこと。

(1) PETボトル再生処理事業に関する方針

(2) PETボトル再生処理事業の全社事業における位置づけ

(3) PETボトル再生処理事業の収支見通しについて

- (イ) 様式7の2, 3, 4に記述した内容を補足、補強する目的で文章表現すること。
- イ. 様式7の2. 損益見通し(1)PETボトル再生処理事業計画
- (ア) 令和2年度実績、令和3年度見込み、令和4年度、令和5年度の計画について記載のこと。
- (イ) 記載にあたり令和4年度の再生処理量は様式2で記述した施設的能力(申告年間操業能力)の数値を使うこと。
- (ウ) 協会委託外の原料調達を見込んでいる場合③の下段に申告協会委託分年間操業能力に記載した数値を記入のこと。
- (エ) PETボトル再生処理事業として再商品化製品売上高の他に売上がある場合、〔売上・その他〕欄のカッコ内に事業内容を記載の上、売上金額を記入のこと。
- (オ) 様式2で記述した申告年間操業能力より少ない処理量で操業し、事業計画を作成する場合、
- ・ 様式2の備考欄にその旨記載のこと。
 - ・ 経費欄には人件費、減価償却費、設備賃借料、地代・家賃以外の費目は〔その他経費〕欄のカッコの中に内訳として内容を記載の上金額を記入のこと。
(例：保守費、光熱水道費、消耗品費等)
- ウ. 様式7の2. 損益見通し(2)全社事業の損益
- (ア) PETボトル再生処理事業を含む全社の売上高、経常利益額を令和2年度実績、令和3年度見込み、令和4年度、令和5年度の計画について記載のこと。
- (イ) PETボトル再生処理事業が全社の中に占める割合を売上高、経常利益額について記載のこと。
- エ. 様式7の3. 設備投資等の経費内訳
- (ア) 新規に再生事業を行うにあたり、土地、建物、設備の取得にかかる費用等について裏付けを確認する。
- (イ) 以下(1)～(3)の全項目を記載のこと。
- (1) PETボトル再生処理施設名称・所在地
 - (2) PETボトル再生処理施設設置期日
 - (3) PETボトル再生処理施設設置に関わる経費内訳
- (ウ) (3)で土地、建物、設備の所有状況について「購入」「賃貸」「自社所有」のいずれかに○印を付すこと。
- ・ 「購入」の場合はその購入費用を金額欄に記載のこと。
ここで「購入」とは、登録申請にあたり購入した、若しくは購入する場合をいう。既に再生事業を営んでいる場合、購入には該当しない。
 - ・ 「賃貸」の場合はその賃借料(年額)を金額欄に記載のこと。
- (エ) (3)で「購入」の場合、(4)資金調達方法も記載のこと。
- (オ) (3)で「賃貸」「自社所有」の場合、(4)の記入は不要である。
- オ. 様式7の4. 事業責任者及び現場責任者の業務経歴等
- (ア) 登録申請施設の事業責任者、現場責任者及び事業実施に係る資格所有者について記載のこと。
- (イ) 過去他社での同様の業務経歴がある場合は、
- (1) 事業責任者の業務経歴
 - (2) 現場責任者の業務経歴
- について、他社での経歴も含め再生事業に係る業務経歴を記載のこと。

2. 施設関係書類

(1) 全般的要領

① 自身の書類提出区分（資料2 2.（1）参照）に該当するチェックリストに記載されている書類を作成し、提出してください。（例えば書類区分①令和3年度登録事業者（様式2を変更しない事業者）の場合、施設関係書類の提出は2-10建物の登記簿謄本、2-12土地の登記簿謄本のみとなります）

② 施設審査関係書類全般について、次の事項に注意してください。

ア. 提出書類は原則として日本語によるものであること。外国語の書類を提出する場合、日本語の要約を提出すること。

イ. 契約書等の証明書類はその全部が表示されているものであること。

ウ. 図面のサイズは、A4又はA3のA版を標準とし、A1までの判読できる図面とすること。また、図面には縮尺を示し、図面名称、作成日（変更日を含む）、作成責任者のサイン等を記入のこと。

図面をコピーする場合は、容易に判別できることを確認のこと。判別不明の図面は図面として提出されたものとして認めないので注意のこと。

なお、PETボトル再生処理事業登録申請書類において、図面とは以下に示すものである。

書類番号	図面名称
2-5	主要機器の外形図
2-6	設備ラインフロー図
2-7	設備レイアウト図
2-8-2	用水から廃水処理設備にいたる水の系統図
2-8-3	廃水処理設備の処理工程の系統図
2-9	配置図
2-14-1	原料、製品、残さ保管場所位置図

エ. 設備ラインフロー図、設備レイアウト図、設備機器リスト、主要機器の仕様書、主要機器の外形図等に記載する機器名称、機器番号は統一のこと。

オ. 主要機器とは、ベール解体機、破砕機、洗浄機（水、アルカリ洗浄機等）、比重分離機、脱水機、並びにペレタイザー及びポリエステル原料製造設備等をいう。なお、除染工程機器（*）も含む。

*：真空脱ガス処理等の不純物の除去等を行う除染工程機器をいう。

カ. 提出書類をコピーした時に、マーカーの色が見えなくなる場合があるので注意のこと。

キ. 各提出書類については、それぞれについて以下に記載した要件を満たすこと。

ク. 図書類は令和3年7月31日付で令和3年9月30日の状況を示すものとする。

(2) 提出書類とその作成要領

以下の各書類を提出してください。

2-1 設備物質収支（様式A-1、A-2、A-3、A-4）

使用する原料と製造販売する製品の種類により、提出する設備物質収支が異なります。

添付資料3-2（1. 物質収支の提出について、2. 様式2への入力値について）を参考に、下記に従い作成してください。

① 登録申請時点で協会の原料だけをフレークのみに再生処理する計画の事業者

記入例A-2を参考として「協会委託分物質収支（様式A-2）」を記入し、提出してください。

様式A-2の原料の量をREINSの工場属性情報入力画面で「申告協会委託分年間操業能力」欄に入力すること。

様式A-2のフレーク製造収率をREINSの「フレーク製造収率」欄と「協会委託分フレーク製造収率」欄に入力すること。

*以下②～⑤の事業者は設備物質収支総計(様式A-1)を、記入例A-1を参考に記入し、提出すること。

「設備物質収支総計(様式A-1)」は登録申請施設における全ての原料から製品、廃棄物等を含む施設全体の物質収支です。

協会委託外分の処理量を含めた合計のフレーク製造収率を記載します。

様式A-1のフレーク製造収率をREINSの工場属性情報入力画面で「フレーク製造収率」欄に入力すること。

② 登録申請時点で協会委託外分の原料を再生処理する計画がある事業者

様式A-2に加え設備物質収支総計(様式A-1)の提出が必要です。

様式A-1の原料の内、協会委託外の原料の量をREINSの工場属性情報入力画面で「協会委託外分年間操業能力」欄に入力すること。

③ ペレット製造までを登録申請する事業者

記入例A-3を参考とし「協会委託分物質収支(様式A-3)」を記入し、様式A-1と併せて提出すること。

様式A-3のペレット加工へのフレーク投入量を、REINSの工場属性情報入力画面で「協会委託分フレークの内、ペレットに加工する数量」欄に入力すること。

④ 協会委託分か協会委託外分かを問わずフレークを購入しフレーク製造工程の途中に投入し再破碎、又は再洗浄、又は除染工程を行う計画がある事業者

「協会委託分物質収支(様式A-2若しくは様式A-3)」と併せて記入例A-4を参考とし「購入フレーク物質収支(様式A-4)」を記入のこと。

様式A-1、(様式A-2若しくはA-3)、様式A-4の3種類の提出が必要です。

様式A-4の購入フレーク量を、REINSの工場属性情報入力画面で「購入フレーク数量」欄に入力のこと。

※再商品化製品利用事業者として引取同意書を第三者に発行してフレークを購入し、フレーク製造工程の途中に投入せずにペレット化を行う事業者は様式A-4の作成は不要である。

なお、この場合、様式A-1への購入フレークの記載は不要である。

⑤ 登録申請対象の施設がポリエステル原料の生産施設の事業者

設備物質収支総計(様式A-1)、協会委託分物質収支(様式A-2)の書式を使い、BHET等の製品をPET換算したものをもとに記載のこと。

*②～⑤の場合においては、様式A-1のほかに、様式A-2又は様式A-3のどちらか一つを提出する必要があります。

この様式A-2、様式A-3に記載した原料数量、フレーク製造収率を、REINSの工場属性情報入力画面で「申告協会委託分年間操業能力」欄、「協会委託分フレーク製造収率」欄に入力すること。

ア. 原料(ベール)から得られる製品及び残さ(廃棄物及び製品以外の有価物)の種類別の量を記入のこと。

イ. 製品とは、クリアフレーク、クリアペレット、ポリエステル原料等をいう。

ウ. 製品、製品以外の有価物、廃棄物、その他の量の総和は、原料の量と同じであること。

エ. 原料に対するフレークの量の割合をフレーク製造収率として記入のこと。新規登録

申請事業者は「操業実績表（様式E）」のフレーク製造収率と整合していること。

オ. 廃棄物及び有価物の種類・名称は、設備から排出される残さを下記7種類の名称のみを使用のこと。

残さの種類・名称：①着色ボトル ②PET粉（ドライ・ウェット）③キャップ・リング④ラベル類⑤異物（ラベル、金属等）入りフレーク⑥その他⑦ペレット化工程残さ。

2-2 設備能力の設定根拠

ア. 「PETボトル分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書（様式2）」の施設の申告年間操業能力の設定に使用している時間当たり能力（t/時間）はどの機器の能力としているか、「書類番号2-2 設備能力の設定根拠 記入例」を参考に工程の能力を示して説明のこと。なお、各工程の能力には2-3-1設備機器リストの該当機器の処理量を使用すること。処理量について、ベール換算は不要である。

イ. 新規登録申請事業者並びに令和2年度登録事業者の新規登録申請施設における設備能力の設定根拠は、操業実績表（様式E参照）の3か月平均の生産量を最大限とする。

2-3 設備機器リスト

2-3-1 設備機器リスト（様式C）

ア. 機器リストは、設備を構成する設置機器及び計量機（ただし、受配電設備・操作盤、消火設備、メンテナンス・掃除設備類は除いてもよい）に関し様式Cに従って作成のこと。

イ. 機器名称と機器番号を記入のこと。機器名称・機器番号は統一のこと。
（2.（1）②エ.を参照）

ウ. ホッパ、タンク類の「処理量・容量/台」欄には、それぞれの容積を記入のこと。

エ. 廃水処理設備、トラックスケールと製品及び残さの計量設備、圧縮機、構内運搬機器（フォークリフト等）についても、機器リストに記入のこと。トラックスケールを保有していないが再生処理事業者側で計量する場合は、機器リストの最終行に「トラックスケール無し」と記入し、「主な仕様」欄に「計量事務所名」を記載のこと。

オ. ポリエステル原料化施設にあっては、DMT、TPA、BHET等の生産量を把握するための計量設備の仕様を記入のこと。

カ. 計量設備については「主な仕様」欄に目量（最小計量単位）を記載のこと。

キ. 「処理量・容量/台」、「電動機(kW/台)」は2-4主要機器の仕様書、2-5主要機器の外形図と整合していること。

ク. 送風機、コンプレッサーを記載のこと。

2-3-2 薬液タンクリスト（様式D）

薬液洗浄、廃水処理設備等において、硫酸、苛性ソーダ等の法に規制されている薬品を使用している場合は、各々の薬液タンクに関し様式Dに従って作成してください。

2-4 主要機器の仕様書

主要機器とは、ベール解体機、破碎機、洗浄機（除染工程による処理を行う装置も含む）、比重分離機、脱水機、並びにペレタイザー及びポリエステル原料製造設備等をいいます。主要機器以外の機器の仕様書は提出しないでください。

ア. 機器の製作者又は販売者が作成した仕様書又はそれに基づいて仕様を整理したもので、台数、メーカー名、型式（又は方式）、処理量、kW等を含むこと。

イ. 機器名称と機器番号を記入のこと。機器名称・機器番号は統一のこと。
（2.（1）②エ.を参照）

ウ. 破碎機については、スクリーン径を記載のこと。

エ. 日本語以外の仕様書は、日本語に訳すこと。

2-5 主要機器の外形図

主要機器以外の機器の外形図は提出しないでください。

- ア. 機器の製作者又は販売者が作成した図面で、機器の外観形状と大きさを示す主要な寸法を示すこと。
- イ. 機器名称、機器番号及びメーカー名が記載されていること。機器名称・機器番号は統一のこと（2.（1）②エ.を参照）。

2-6 設備ラインフロー図

原料の投入・解体から製品の梱包・出荷までの一連の処理工程を図示した設備ラインフロー図は参考図-1を参考に作成してください。

- ア. 機器名称と機器番号を記入のこと。機器名称・機器番号は統一のこと（2.（1）②エ.を参照）。複数台の機器が並列に設置されている場合は、機器番号にA、B、C等を付して区別すること。
- イ. 機器外形は略図で示すこと。
- ウ. 複数ラインの場合は系列数が判る様に記入のこと。
- エ. 製品の主たる流れは、実線の太線で、また各機器入口には矢印で示すこと。用役（水、排水等）は点線で、その他副製品の流れは実線の細線で示すこと。
- オ. 色ボトル等の処理設備を設置している場合は、必ずフロー図に記載のこと。破砕機には色ボトル破砕機と明記すること。
- カ. ポリエステル原料化施設では製品の量を把握する計器を表示のこと。
- キ. 洗浄設備に用いられる洗浄液の性状（上水・工業用水・循環水・井水・農業用水等の区別、水・温水の区別、薬液の場合は薬品の種類・濃度・希釈過程）を記入のこと。
- ク. 協会委託分か協会委託外分かを問わずフレック製造ラインの途中から購入フレック等を投入し再破砕、又は再洗浄、又は除染工程を行う事業者は、その投入口を表示し、2-1設備物質収支の様式A-4を作成し、様式2の購入フレック欄に記載のこと。
- ケ. 図面名称、変更・作成日及び作成者名を記載のこと。
- コ. フレック製造量が特定できる箇所に枠で囲む等目印をつけ、付近に「フレック製造完了証明量」と記載のこと。

2-7 設備レイアウト図

設備を構成する各機器の工場内配置を図示した設備レイアウト図は参考図-2を参考に作成してください。

- ア. 主たる機器の外形及び主要な架台、階段並びに防音壁を図示のこと。
- イ. 機器名称と機器番号を記入のこと。機器名称・機器番号は統一のこと（2.（1）②エ.を参照）。
- ウ. 主たる機器相互の位置関係寸法を記入のこと。また、機器の中心線と建物の基準線との関連寸法を記入のこと。
- エ. ベール品・製品・残さ等の一時保管場所、解俵作業場所及び製品計量場所を設け、図に示すこと。
- オ. 運転員控室等を示すこと。
- カ. ベール品・製品等の搬入・搬出口の位置及び寸法を示すこと。
- キ. 当該PETボトル再生処理施設以外の設備がある場合はその設備と名称を示すこと。
- ク. 同一建物内で他素材リサイクルを実施する場合は、仕切り壁を設け明確に区分した図面を提出のこと。
- ケ. 協会委託分か協会委託外分かを問わずフレック製造ラインの途中から購入フレック等を投入し再破砕、又は再洗浄、又は除染工程を行う事業者は、その投入口を表示し、2-1設備物質収支の様式A-4を作成し、様式2の購入フレック欄に記載のこと。

- コ. 縮尺は、1/50～1/200が望ましい。
- サ. 図面名称、変更・作成日及び作成者名を記載のこと。

2-8 廃水処理設備

2-8-1 用水、廃水、処理水及び排水の水量（ m^3 /日）・水質等

用水、廃水、処理水及び排水の水量（ m^3 /日）・水質等について説明してください。

- ア. 再生処理施設に受け入れる用水の種類（水道水、井水、循環水、工業用水等）と受入量を記載のこと。
- イ. 廃水処理設備入口の廃水（処理前の水）と出口処理水（処理後の水）の設計水量と水質を記載のこと。
- ウ. 排水（放流水）の水量、水質及び放流先（※1）を排水の種類（※2）ごとに記載のこと。
 - （※1）放流先：公共下水道、河川、農業用水路、その他
 - （※2）排水の種類：汚水、含油排水、酸性排水、アルカリ性排水、その他

2-8-2 用水から廃水処理設備にいたる水の系統図

用水から廃水処理設備にいたる水の系統図を提出してください。

- ア. 系統図には、再生処理施設内の水の使用先の機器番号・機器名称及び廃水処理設備をブロックで示し、水の流れ方向を矢印で示すこと。
- イ. 図面名称・作成日・作成者名を記載のこと。

2-8-3 廃水処理設備の処理工程の系統図

廃水処理設備の処理工程並びに排水にいたる系統図を提出してください。

- ア. 処理工程についての説明文を提出のこと。
- イ. 図面名称・作成日・作成者名を記載のこと。

2-9 配置図

施設が設置されている敷地内の建物（事務所を含む）、付属設備等（受電盤、台貫、廃水処理設備、駐車場）の配置を図示した配置図を、参考図-3を参考に作成してください。複数の登録対象建物がある場合は、配置図、建築確認済証及び登記簿謄本の当該建物が相互に参照できるように参考図-3の記載例のように**登録対象建物**（協会登録のPETボトル再生処理事業に必要な建物）に建屋名称、建屋符号を付してください。

- ア. 令和3年9月30日時点の状況を示すこと。
- イ. 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び寸法を示すこと。
- ウ. 他者からの借地である場合、借地は敷地内として敷地境界線を記載のこと。
- エ. 敷地の接する道路の位置、幅員及び敷地出入口の位置、寸法を示すこと。
- オ. **敷地の面積、各棟の延べ床面積を示すこと。記載する敷地の面積と延べ床面積は、登記簿謄本の面積と同じであることを確認すること。敷地及び建築物の一部のみがPETボトル事業に使用されている場合にはその使用区域・面積も示すこと。登録対象建物以外の建物（協会登録のPETボトル再生処理事業で使用しない建物）は建屋符号を付さずに「登録対象外」等の表示を施し明確にすること。**
- カ. 排水の放流場所と放流先を配置図に記載のこと。循環式で放流の無い場合はその旨を記載のこと。
- キ. PETボトルの再生処理は高度な品質を要求されるため、PETボトル再生処理施設の同一建物内において他素材（紙、ガラス、廃プラスチック、金属等）のリサイクルを実施する場合には、他素材によるコンタミネーションを防止しなければならない。そのため、コンタミネーションを防止するため十分間隔を確保することや仕切り壁等を設け明確に区分し、図面にも反映させること。
- ク. 敷地の中に用水路や放水路があり、その上を通路等で利用している場合は、図面上に明記し、水路等占有利用許可書を2-24土地の賃貸契約書の項目で提出すること。

- ケ. 保管場所等が工場敷地と離れている場合は、その配置図を提出すること。その配置図には、その土地の代表的地番を記すこと。
- コ. 図面名称、変更・作成日及び作成者名を記載のこと。
- サ. 原料・製品を再生処理施設と同一敷地内ではなく、近傍で協会委託外分のみを保管する場所も記載すること。

2-10 建物の登記簿謄本（又は全部事項証明書）

- ア. 登録申請にあたっては登録対象の全ての建物の登記簿謄本を提出のこと。
- イ. 登記簿謄本（又は全部事項証明書）は取得後3か月以内のものを提出のこと。
- ウ. 建物が自社所有でなく賃借している場合も提出のこと。
- エ. 一葉の謄本に登録対象の複数の建物の記載がある場合は、登記簿謄本及び配置図、建築確認済証上の当該建物とを相互に参照できるように2-9配置図で付した建屋符号を登記簿謄本の表題部①種類欄若しくは附属建物の符号欄に記すこと。
- オ. 原料・製品を再生処理施設と同一敷地内ではなく、近傍で協会委託外分のみを保管する建物は提出不要。

2-11 建築確認済証

- ア. 登録対象の建物の建築確認申請に係る確認済証及び確認申請書第1面から第5面までのコピー、又は確認通知書（旧第1号様式副本）のコピーを提出のこと。
- イ. 当該建物の増改築のため確認申請が複数回行われている場合は、その都度の確認済証のコピー（又は確認通知書のコピー）を全て提出のこと。
- ウ. 工場建物の主要用途は工場となっていること。主要用途が工場となっていない場合は、その理由とそれが認められていることを証明する官公署の証明書を提出のこと。
- エ. 建物を賃借している場合も提出のこと。
- オ. 紛失等の理由で確認済証及び確認申請書又は確認通知書のコピーを提出できない場合は、建築確認台帳の控え等を官公署で取得し提出のこと。
- カ. 建築確認申請書記載の建屋面積が建物の登記簿謄本と大幅に違う部分は説明を記すこと。
- キ. 建物が複数棟ある場合、確認申請書の各建物と配置図上の各建物を相互に照合しやすいように2-9配置図で付した建屋符号を確認申請書の（第四面）建築物別概要欄の該当する建物の【1. 番号】の右余白に付すこと。
これに替えて2-9で付した建屋符号ごとに①建屋名称、②該当する建物について記載されている建築確認申請書（第四面）建築物概要欄の登録申請書類としてのページ番号（例：2-11-XX）、③同じく該当する建物について記載されている登記簿謄本の登録申請書類としてのページ番号（例：2-10-YY）を記載した一覧表も可とする。
- ク. 一葉の建築確認申請書に複数の建物がある場合で、その後増改築・取壊し等を行っており内容が複雑な場合は、補足説明を別紙として提出すること。
- ケ. 原料・製品を再生処理施設と同一敷地内ではなく、近傍で協会委託外分のみを保管する建物は提出不要。

2-12 土地の登記簿謄本（又は全部事項証明書）

- ア. 施設の全ての土地の登記簿謄本を提出のこと。
- イ. 登記簿謄本（又は全部事項証明書）は取得後3か月以内のものを提出のこと。
- ウ. 土地が自社所有でなく賃借している場合も提出のこと。
- コ. 工場敷地が複数地番で構成されている場合は、登記簿謄本及び公図上に相互に参照できるように記号を付すこと。
- サ. 原料・製品を再生処理施設と同一敷地内ではなく、近傍で協会委託外分のみを保管する土地は提出不要。

2-13 土地の公図

- ア. 施設の全ての土地の公図の写しを提出のこと。
- イ. 公図の写しは登記官印を含み、かつ取得後3か月以内のものを提出のこと。
- ウ. 賃借している場合も提出のこと。
- エ. 工場敷地が複数地番で構成されている場合は、土地の登記簿謄本及び公図上に相互に参照できるように記号を付し、公図上の該当地番にマーキングすること。
- オ. 原料・製品を再生処理施設と同一敷地内ではなく、近傍で協会委託外分のみを保管する土地は提出不要。

2-14 原料・製品・残さ保管場所

2-14-1 原料・製品・残さ保管場所位置図

- ① 原料（購入フレークを含む）、製品（フレーク、ペレット）、残さの保管場所の位置、寸法を示す図面、原料・製品・残さ保管場所位置図は参考図-4を参考に作成してください。保管量については製品・残さに関して参考図-4を参考に図中余白に記載してください。
 - ア. 令和3年9月30日時点の原料・製品・残さ保管場所を示すこと。
 - イ. 登録申請時点で協会委託外分の再生処理をすることが計画されている場合、原料、製品及び残さの保管場所については、協会委託分、協会委託外分を明確に分けて表示のこと。登録申請時点で様式2、物質収支において協会委託分のみを再生処理するとした場合、全ての原料・製品・残さ置き場を協会委託分として表示すること。
 - ウ. 保管場所(近隣)が当該施設から離れている場合は、当該施設との位置関係を示す図面を提出し、2-9の追加ページとして配置図も提出のこと。また、協会委託分の原料を保管する場合は都道府県、又は都道府県と市町村との打合せ記録（議事録）を2-14-3として提出のこと。
 - エ. 原料・製品を再生処理施設と同一敷地内ではなく、近傍で協会委託外分のみを保管する場合も記載すること。
 - オ. 作成にあたり2-15 指定可燃物貯蔵取扱届出書及び添付図面と位置の整合を確認のこと。
 - カ. 原料の保管に関しては、**資料6**「PETボトル再生処理ガイドライン」の「Ⅱ. 再生処理施設ガイドライン」の「1. 10 PET ボトル原料、再商品化製品、残さ等の保管管理」を参照のこと。
 - キ. 原料保管量は申告年間操業能力の1か月分以上を目安とすること。保管面積が不足する場合は、落札可能量が小さくなるので注意すること。
 - ク. 原則として、保管場所の奥行きは、3.2 m以上の通路から10 m以内であることが必要であり、車両から積み下しのための作業スペース、荷扱いのためのフォークリフトの通路(3.2m) 及び 旋回スペース、自治体別保管管理のためのスペース、消火器・消火栓 等 へのアクセス通路を確保しなければならない。なお、それを超えて保管する場合(通路幅3.2 m以内、通路から10 m以上に保管する場合)には、事前にそれを可能とする根拠となる地元自治体の条例 或いは 指導内容等について書面にて協会に提出しなければならず、協会は当該書類の内容を確認のうえ、安全性の確保、パール保管数量の視認性の確保等の観点を加え総合的に保管量を査定する(**資料6**「PETボトル再生処理ガイドライン」の「Ⅱ. 再生処理施設ガイドライン」の「1. 10 PET ボトル原料、再商品化製品、残さ等の保管管理」の「③ 保管量と保管面積」を参照)。
 - ケ. 協会委託外分の原料保管がある場合、原料保管面積には、協会委託外分の原料保管面積も含め記載のこと。
 - コ. 原料・製品・残さ保管場所の寸法(縦、横)と製品・残さに関しては保管量を必ず記載のこと。
 - サ. 図面名称、変更・作成日及び作成者名を記載のこと。

- ② ペレット製造施設の場合、ペレット製品置場の位置を示し、寸法、保管量を製品・残さと同様に図中余白に記載のこと。ペレット製造の為、フレークを購入している場合、この購入フレークの保管場所の位置を示し、寸法、保管量を製品・残さと同様に図中余白に記載のこと。
- ③ 協会委託分か協会委託外分かを問わずフレークを購入しフレーク製造工程の途中に投入し再破碎、又は再洗浄、又は除染工程を行う計画がある場合、その購入フレークの保管場所の位置を示し、寸法、保管量を製品・残さと同様に図中余白に記載のこと。

2-14-2 原料保管面積と保管容量算出表（様式F）

2-14-1 で作成した保管場所位置図の原料保管場所の各寸法を「原料保管面積と保管容量算出表（様式F）」の①、②に記載し、面積、保管量を算出し作成してください。

- ア. 原料保管面積と保管容量算出表（様式F）は記入例Fを参考にして作成のこと。
- イ. 作成にあたり（様式F）の“記入上の注意”に留意すること。
- ウ. 原料保管容量が指定可燃物に制限される場合は、指定可燃物届出量を④保管量に記載し、備考にその旨を記載すること。
- エ. 協会委託分の原料保管量合計値（④列）をREINSの工場属性情報入力画面の「協会委託分原料保管量」に入力すること。
- オ. 協会委託外分で再生処理施設と同一敷地内ではなく近傍に保管する場所も記載すること。

2-15 指定可燃物貯蔵取扱い届出書

- ア. ①原料（PETボトル（一部キャップ及びラベルが付いたものを含む）（*1）、②製品（フレーク、ペレット）・購入フレーク、③残さ（ラベル類、キャップ・リング）、④一か所に集積されている3t以上のパレット等（*2）
上記①～④の貯蔵に関し、消防法で定められた指定可燃物貯蔵取扱いの届けの要否に関して各品目ごとに地元消防署等に確認すること。届出対象となる場合には、官公署の受理印のある届出書及び添付図面（*3）のコピーを提出のこと。
- イ. 上記確認により届出が不要となる場合は、その説明をすること。
- ウ. 指定可燃物貯蔵取扱い届出書に内訳と数量（例えば、原料500t、製品200t、残さ30t、パレット20t等）が記載されていない場合には別途、内訳と数量を記載した資料を提出のこと。
- エ. 届出書と「2-14-1 原料・製品・残さ保管場所位置図」との内容整合（位置）を確認のこと。貯蔵量については、保管量が増加した場合を考慮すること。
（*1） 一般にはPETそのものについては酸素指数の点から、指定可燃物の届け出対象とならないと東京消防庁の危険物規制速報No.88等に記載あるが、これはPETボトル本体についてのみ言及しており、ラベル、キャップについては考慮されていない。原料ペールにはラベル、キャップが付いており原料保管量の10%程が可燃物であることを地元消防署等に説明の上、届出の要否を確認のこと。
（*2） 一か所に集積されている3t以上のパレットについては「少量危険物と指定可燃物の運用基準」（（公財）東京防災救急協会発行）の指定可燃物の運用基準を参照のこと。
（*3） 提出書類は①届出書、②指定可燃物（原料・製品・残さ）の配置が判る図面、該当する場合の内訳書のみとし、消火器・消火栓の説明書、消火器・消火栓の図面、建物の立面図等の提出は不要である。配置を写した写真は提出しないこと。
- オ. 原料・製品を再生処理施設と同一敷地内ではなく、近傍で協会委託外分のみを保管する場所は提出不要。

2-16 一般廃棄物処理施設設置許可証、使用前検査済証及び認定講習修了証

2-16-1 一般廃棄物処理施設設置許可証（変更許可証、軽微変更の届出書を含む）

- ア. 現在有効である最新の一般廃棄物処理施設設置許可証のコピーのみを提出のこと。
また施設に変更があった場合には、施設変更許可証のコピーのみを提出のこと。なお、軽微変更届は能力アップに関する届の場合のみ提出のこと。
上記は施設の能力が5トン/日以上(施設*)の場合に提出が必要。
(*) 1時間当たりの処理能力(トン/時間) × 8(時間/日) ≥ 5トン/日
(資料7「PETボトル再商品化能力査定に関する基本的考え方」の2. 1) ①を参照のこと)
- イ. 施設の能力が5トン/日以上(施設)で、一般廃棄物処理施設設置許可を申請中の場合は、設置許可証に代えて行政に受理されたことが確認できる申請書のコピーを提出のこと。
- ※許可証に許可時間が記載されていない場合は、許可時間がわかる書類を提出のこと。
- ウ. 原料・製品を再生処理施設と同一敷地内ではなく、近傍で協会委託外分のみを保管する場所は提出不要。

2-16-2 施設使用前検査済証

現在有効である最新の施設使用前検査済証のコピーを提出してください。

新規登録申請事業者並びに令和3年度登録事業者の新規登録申請施設において施設使用前検査済書が未取得の場合

- ア. 令和3年9月30日以前に施設使用前検査済証を取得し提出のこと。
イ. 2-25全体スケジュールに施設使用前検査済証の提出予定日を記載し提出のこと。

2-16-3 認定講習修了証

技術管理者名及びその資格を証する書類(認定講習修了証)のコピーを提出してください。

2-17 特定施設届出状況

申請施設の排水、騒音、振動に関する特定施設としての届出状況について記載してください。

* 地方条例では指定施設、特定作業場、騒音施設、振動施設等異なる名称を使う場合があるが、これらを総称して特定施設という。

2-17-1 特定施設届出一覧(様式G)

申請施設の排水、騒音、振動に関する特定施設の該当状況を特定施設届出一覧(様式G)に記載し提出してください。

- ア. 特定施設届出一覧(様式G)は記入例Gを参考に記入のこと。
イ. 特定施設に該当する場合は、その届出書及び受理書の写しを2-17-2-1、2-17-2-2、2-17-2-3に提出のこと。
ウ. 特定施設に該当しない場合はその根拠・理由を、記入例Gを参考に様式Gの下段に記入のこと。
エ. 根拠を示す法律・条例等の写しの提出は不要である。

2-17-2 特定施設設置届出書及び受理書

2-17-2-1 水質汚濁防止に関する届出書及び受理書

水質汚濁防止法(下水道法、地方条例を含む)で定める「特定施設」等に該当する施設がある場合、最新のその特定施設設置届出書及び受理書のコピーを提出してください。

法律・条例等の写しの提出は不要です。

2-17-2-2 騒音規制に関する届出書及び受理書

騒音規制法(地方条例を含む)で定める「特定施設」等に該当する施設がある場合、最新のその特定施設設置届出書及び受理書のコピーを提出してください。

法律・条例等の写しの提出は不要です。

2-17-2-3 振動規制に関する届出書及び受理書

振動規制法（地方条例を含む）で定める「特定施設」等に該当する施設がある場合、最新のその特定施設設置届出書及び受理書のコピーを提出してください。

法律・条例等の写しの提出は不要です。

2-23 建物の賃貸契約書

- ア. 建物が自社所有でなく賃借している場合は、当該建物の賃貸契約書のコピーを提出のこと。建物の所有者と貸主が一致していること。
- イ. 転貸の場合には、転貸の承諾をしている文言が記載のこと。
- ウ. 契約を構成する付帯文書を含むこと。
- エ. 原料・製品を再生処理施設と同一敷地内ではなく、近傍で協会委託外分のみを保管する建物は提出不要。

2-24 土地の賃貸契約書

- ア. 土地が自社所有でなく賃借している場合は、当該土地の賃貸契約書のコピーを提出のこと。土地の所有者と貸主が一致していること。
- イ. 転貸の場合には、転貸の承諾をしている文言が記載のこと。
- ウ. 契約を構成する付帯文書を含むこと。
- エ. 原料・製品を再生処理施設と同一敷地内ではなく、近傍で協会委託外分のみを保管する土地は提出不要。

2-25 全体スケジュール

下記要件にて全体スケジュールを提出してください。

- ア. 施設が完成して商業運転が可能な場合、以下の項目を具体的に記載した工程表にすること。

- 1) 建築確認申請
- 2) 一般廃棄物処理施設設置許可等許認可申請取得予定
- 3) 建屋建設期間
- 4) 主要機器ごとの設計製作・据付期間
- 5) 受電・給排水設備設置期間
- 6) 使用前検査済証取得予定日
- 7) 試運転用原料の搬入時期
- 8) 各種官公署検査の予定日
- 9) 試運転・試作運転期間
- 10) 品質検査実施日
- 11) 騒音測定日
- 12) 振動測定日
- 13) 作業環境騒音測定日
- 14) 排水の水質測定日
- 15) 操業実績表（様式E）の提出日
- 16) 操業開始日

2-26 設備の売買契約書又はリース契約書

下記要件にて設備の売買契約書又はリース契約書を提出してください。

- ア. 売買契約書には以下の項目が記載されていることを確認し提出のこと。
 - 1) 契約金額
 - 2) 納入範囲・対象機器の名称及び台数、機器の仕様
 - 3) 納期

- 4) 支払条件等
- イ. リース契約書には以下の項目が記載されていることを確認し提出のこと。
 - 1) 契約金額
 - 2) 納入範囲・対象機器の名称及び台数、リース期間
 - 3) 納期
 - 4) 支払条件等
- ウ. 日本語以外の契約書は日本語に訳すこと。

2-27 試運転計画書

下記要件にて試運転計画書を提出してください。

- ア. 試運転用原料調達の調達先・調達量を記載のこと。
- イ. 試運転時の確認事項・確認方法・運転日時等を記載のこと。

2-28 操業実績表（様式E）

下記要件にて操業実績表（様式E）を提出してください。

- ア. 施設が稼働している事業者は、直近3か月の操業実績を各項目に記載し提出のこと。
- イ. 施設が稼働していない事業者は、実績表の提出予定日（令和3年9月30日以前であること）を記載した書面を提出のこと。
- ウ. 3か月分の実績が無い場合、様式Eの書式を変更し作成のこと（例：1週間単位で3週間分、等）。

※稼働実績が3か月未満の場合は、様式Eに記載した期間の平均の生産量を設備能力の設定根拠に使用すること。

3. 法令遵守に関わる書類

2-18 残さ処理計画

残さ処理計画書は記入例B-1-A, 記入例B-2を参考にして様式B-1-Aと様式B-2を作成した後、様式B-1-Aに記入した産廃事業者をREINSに入力して様式B-1-Bを作成してください。

2-18-1 残さ処理計画書（様式B-1-A、様式B-1-B、様式B-2）

- ア. 2-1物質収支（様式A-1、もしくは様式A-1を提出しない事業者は様式A-2）に記載される残さの種類に基づいて残さ処理を計画すること。
- イ. 発生する残さのうち廃棄物（マニフェスト処理対象物）の処理については様式B-1-Aを使用し、廃棄物が排出事業場から搬出され、中間処理された後、販売又は最終処分に至るまでの経緯を廃棄物の種類・性状ごとに記入のこと。
- ウ. 様式B-1-Aの記入内容が下記2-18-2産業廃棄物処理委託契約書の内容と整合していることを確認した後、産廃事業者の情報（事業の範囲、事業者名、所在の県・市名、認可した県・市名、許可番号、許可期限）をREINSの廃棄物許可管理に入力し、様式B-1-Bを作成する。様式B-1-Bの入力は資料10「オンラインによる事業者登録の手続きについて」を参照すること。
- エ. 発生する残さのうち有価物の販売については様式B-2を使用し、有価物の販売状況を有価物の種類・名称ごとに記入例B-2を参考に記入のこと。
- オ. 様式B-2の販売先名称等の記入欄にはその内容を記入のこと。
- カ. 廃棄物及び有価物の種類・名称は、設備から排出される残さ物を下記7種類の名称のみを使用のこと。
残さの種類・名称：①着色ボトル ②PET粉（ドライ・ウェット）③キャップ・リング④ラベル類⑤異物（ラベル、金属等）入りフレーク⑥その他⑦ペレット化工程残さ。
- キ. 様式B-1-Aで中間処理を2社以上の事業者を経由して販売又は最終処分に至る

場合、記入例B-1-Aを参考にして、複数行に分けて記載のこと。

2-18-2 産業廃棄物処理委託契約書及び許可証

- ア. 産業廃棄物処理事業者（収集運搬、中間処理、最終処分の事業者）と直接契約して処理を委託している産業廃棄物処理委託契約書及び付属書類一式（許可証、数量・単価表等の別紙）のコピーを様式B-1-Bに記載の順に提出のこと。中間処理事業者と最終処分手業者との間の契約書等、排出事業者が直接契約していない処理に関する契約書のコピーの提出は不要である。
 - イ. 地方自治体が直接運営している施設に処分を申請し、契約書がない場合には、その申請書及び搬入許可証のコピーを提出のこと。
 - ウ. 契約相手当事者の事業の範囲（収集運搬、中間処理、最終処分）を証する許可証（許可証を必要としない地方自治体が直接運営している施設の場合は除く）のコピーを提出のこと。
 - エ. 中間処理事業者に処理を委託する場合には、最終処分予定地が確認できる業の許可証のコピーを提出のこと（販売の場合は提出不要）。また、地方自治体が直接運営している施設で最終処分する場合には、搬入許可証のコピーを提出のこと。
 - オ. 収集運搬業の許可証については、積み込み場所及び荷下ろし場所両方の許可証のコピーを提出のこと。
 - カ. 委託契約書及びその付属書類一式には、契約相手当事者の事業の範囲、委託の範囲、委託する産業廃棄物の種類・数量・料金、委託者への報告に関する事項、契約の有効期限、運搬の最終目的地の所在地（収集運搬を委託する場合）、中間処理・最終処分の場所・方法・処理能力（処分を委託する場合）及びその他環境省令で定められた全ての事項が記載されていること。
 - キ. 排出事業者が自ら処理・処分場へ搬入する場合は、搬入事業者が自社であることを確認できるように記載のこと。
 - ク. 契約書及び許可証は、申請時点において有効であること。
 - ケ. 許可期限が切れ更新申請から長期間経過している場合は申請が不許可又は取り下げとなっていないか確認し説明のこと。
- *様式B-1-Aを作成する際は、事業者の許可証番号が示している事業範囲の種別・区分が中間処理業者なのか最終処分業者なのかを確認のこと。

以上